

令和2年度
介護サービス事業者集団指導資料

福祉用具貸与
特定福祉用具販売

札幌市保健福祉局 介護保険課（事業指導担当）

目 次

①	実地指導と監査について.....	P 2
②	運営基準について.....	P 5
1	変更届出書の提出について.....	P 5
2	福祉用具貸与の具体的取扱方針及び計画の作成並びに 記録の整備等（全体の手続き）について.....	P 6
3	指定福祉用具貸与の具体的取扱方針（複数提案等）.....	P 8
4	福祉用具貸与（販売）計画の作成等について.....	P 9
5	内容及び手続きの説明及び同意.....	P 10
6-1	秘密保持等（従業者の秘密保持）.....	P 11
6-2	秘密保持等（利用者及び家族同意）.....	P 12
7	勤務表の作成について.....	P 13
8	適切な研修の機会の確保等.....	P 14
9	衛生管理等.....	P 14
10	事業所評価（自己評価）について.....	P 15
③	文書の保存年限について.....	P 16
④	各事業所における好事例.....	P 18
⑤	高齢者虐待防止に関する取組・身体拘束について.....	P 19
⑥	根拠法令及び通知等.....	P 22
⑦	変更の届出、加算の届出、廃止・休止の届出.....	P 23
⑧	新型コロナウイルス感染症対策.....	P 25

1 実地指導と監査について

札幌市では、利用者の自立支援や尊厳の保持を念頭に置き、介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬の請求に関する事項について、その周知徹底と遵守を図ることを指導の方針としています

(1) 実地指導

- 事業所において書類の確認や管理者からのヒアリングを行います。
- 関係法令や指定基準を遵守した運営が行われているか確認します。適切な運営が行われていない場合は、是正するよう指導します。
- 各種加算について、算定要件を満たしているか確認します。不適切な報酬請求が行われていた場合は、過誤調整が必要となります。

(2) 監査

- 重大な違反や報酬の不正請求などが疑われる場合に監査を行います。
- 監査の結果、不正の事実が確認された場合は、改善勧告・命令、指定の一部又は全部の停止や取り消し等の行政処分を行います。
- 実施指導において、利用者の生命の危険や報酬請求における著しい不正が確認された場合は、監査に切り替わることがあります。

・札幌市介護保険施設等指導監査要綱（平成30年4月1日改訂）

札幌市ホームページに掲載しています。

・ <http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/h24shidoukansayoukou.html>

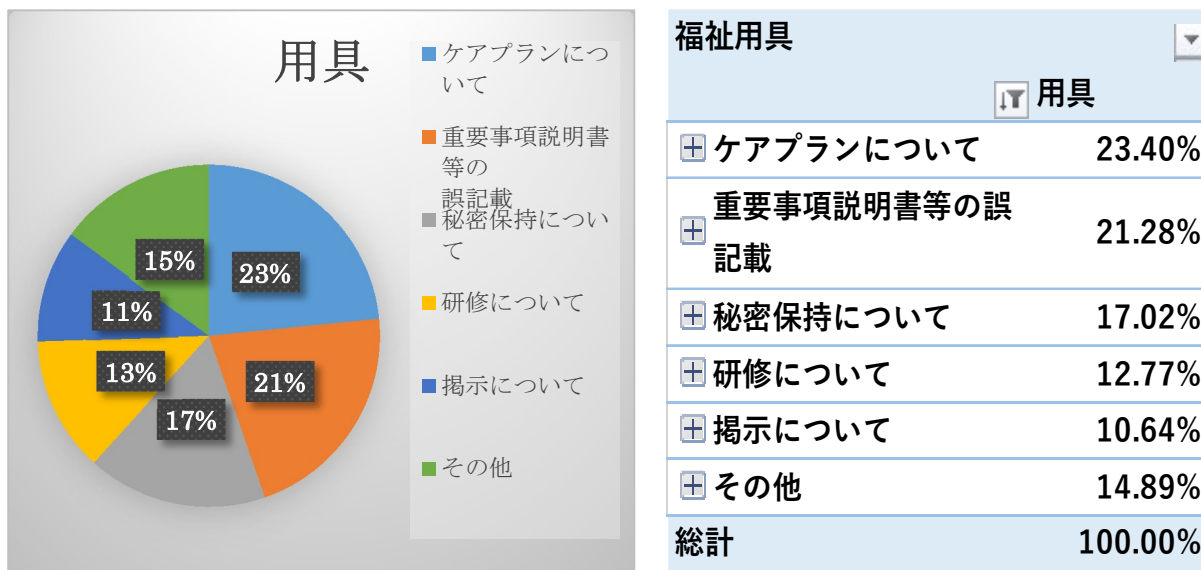
※ 高齢者虐待が疑われるなどの理由により、あらかじめ通知することで日常のサービス提供状況を確認することができないと認められる場合は、事前通知せず実地指導の開始時に文書を通知することで実施することがあります。

【新】(3) 主な指導項目及びその割合

- 実地指導において指導を行う場合、指導の段階には「文書指導」、「口頭指導」の2つの段階があります。
- 「文書指導」があった場合につきましては、改善状況報告書及び改善状況を挙証する書類等の提出が必要となります。
- 令和元年度において、文書又は口頭指導を行った内容別の割合や主な指導事項例は下記のとおりです。

□このページの内容を確認しました。

【文書及び口頭指導内容別割合】



	指導事項例
ケアプランについて	<p>ケアプランに係る利用者の同意を家族等が代筆しているが、代筆者の署名が無い。</p> <p>ケアプランにおける代筆者の記名欄が、代筆者ではなく家族若しくは代理人として整理されている。</p> <p>居宅サービス計画が更新されているのに、福祉用具貸与（特定福祉用具販売）計画が作成されていない。</p> <p>同意日、契約日等日付漏れ、内容の誤記載など福祉用具貸与（特定福祉用具販売）計画や契約書等に不備がある。</p> <p>サービスの利用を開始してから1度もアセスメントを行っていない。</p>
重要事項説明書等の誤記載	<p>負担割合の記載に誤りがある（2,3割負担の記載が無いなど）。</p> <p>文書の保存年限について、記載誤りがある（文書の保存年限を一律2年としているなど）。</p>
秘密保持等について	<p>従業者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないことについて、同意はしているが、秘密を漏らしてしまった場合の損害賠償等に関する規定等が設けられていない。</p> <p>従業者であった者が退職後に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてしまった場合の損害賠償等に関する規定が設けられていない。</p> <p>入社時に従業者から得る秘密保持の誓約書には退職後に秘密を洩らした場合の損害賠償等に関する規定が設けられておらず、退職時に得る誓約書にのみ損害賠償に関する規定が設けられている。</p>

このページの内容を確認しました。

	利用者及び利用者家族の個人情報に関する使用同意書について、同意欄が家族又は代理人（身元引受人）と整理されており、家族として同意を得ているのか分かりづらい様式になっている。
研修について	研修計画が作成されていない。
	研修に出席していることは確認できるが、研修に関する実施報告等の記録がない。
掲示	苦情相談窓口に関する掲示がない。
	事業所の見やすい場所に、運営規程重要事項説明書が掲示されていない。

2 運営基準について

1 変更届出書の提出について

(1) よくある指摘事項

○変更届出書を10日以内に提出していない。

(2) 変更届の提出について

事業者は、事業所の名称、所在地、管理者、計画作成担当者などの届出事項に変更があったときは、届出を行うことが介護保険法により義務付けられており、変更から10日以内に提出する必要があります。また、届出しなければならない事項も多岐に渡りますので、変更届出書の提出が必要な事項及び必要書類については、本市ホームページを参照して確認するようにしてください。

札幌市ホームページ「変更届出一覧」

<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/documents/henkoutodokeitiranh3006.pdf>

なお、届出書の様式や変更届出書以外の変更に係る届け出については、後述の「7 変更の届出、加算の届出、廃止・休止の届出」を参照してください。

【新】

**2 福祉用具貸与の具体的取扱方針及び計画の作成並びに記録の整備等（全体の
手続き）について**

(1) よくある指摘事項

- アセスメントやモニタリングなど必要な手続きが実施されていない。
- 上記を実施しているが記録が確認できない。
- 同意日、契約日等の記入もれが多数ある。
- 利用者によって整備、保管されている書類が不揃いになっている。

(2) 基準上求められること

- ①福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、具体的なサービス内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない

→具体的には

- ア 専門的知識の基づき、利用者からの相談に応じる
- イ アセスメントの実施
- ウ サービス担当者会議等への出席
- エ 上記を踏まえ機種を選定
 - ・福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供
 - ・同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を提供

- ②福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない

- ③福祉用具専門相談員は、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない

→具体的には

- ア 福祉用具貸与計画書を作成し、以下の同意を得る
 - ・全国平均貸与価格等の説明を受けたこと
 - ・貸与の候補となる機種の機能や価格帯の異なる複数の福祉用具の情報提供を受けたこと
 - ・福祉用具貸与計画の内容について説明を受け、内容に同意し、計画書の交付を受けたこと
- イ 福祉用具貸与計画書を利用者及び介護支援専門員に交付する

□このページの内容を確認しました。

- ④福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- ⑤利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

→具体的には

- ア 提供前の点検、調整、指導を十分に行う
- イ 使用方法や故障時の対応等を記載した文書を交付する

- ⑥福祉用具貸与の提供にあたっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。
- ⑦福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行う

→具体的には

- ア 定期的にモニタリングを実施し、使用状況や福祉用具の状況確認を行う
- イ 必要に応じて、使用方法の指導や修理を実施する
- ウ 状況に応じて再アセスメントの実施
- エ サービス担当者会議への出席
- オ 上記状況に応じて福祉用具貸与計画の見直しを検討する
- カ 居宅サービス計画の更新にあわせて、福祉用具貸与計画を更新する

- ⑧福祉用具貸与事業所は、利用者に対する福祉用具貸与の提供に関する記録を整備し、保管しなければならない。

→具体的には

- ア 上記①～⑦に係る記録を適切に整備し、保管する

3 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針（複数提案等）

(1) よくある指摘事項

○複数機種を提案した記録がない。

(2) 基準上求められること

- 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に加え、全国平均貸与価格に関する情報を提供すること。
- 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。
- 情報の提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行うこと。

(3) 留意事項

- 新規に貸与を行う場合や、貸与する機種を変更する場合は、貸与の候補となる複数の福祉用具複数の機種を提示し、当該商品の全国平均貸与価格等について説明したうえで、提示した機種及び採否等について記録する必要があります。
- 他に流通している商品が確認できない場合など、複数提案ができないやむを得ない理由がある場合は、その理由を選定提案書等に記載してください。

【新】

○同意した項目にチェックをつける様式を使用している場合は、チェック漏れがないよう注意してください。

【新】

○ご注意ください○

ショートステイを長期間利用する等、その福祉用具を居宅で使用しないことが明らかである場合は、利用者の希望があっても、介護保険給付として福祉用具貸与を受けられませんので、ご注意ください（利用者が必要とする福祉用具については、施設側で用意します）。

4 福祉用具貸与（販売）計画の作成等について

(1) よくある指摘事項

- ①福祉用具の機種変更の際に、福祉用具貸与計画が作成されていない。
- ②ケアプランの更新時期に、新たなケアプランを取り寄せて内容を確認していない。
- ③福祉用具貸与計画の同意が代筆の場合、代筆であることが明確になっていない。
- ④貸与の利用中に販売を行う場合、貸与と一体となった計画を作成していない。

(2) 基準上求められること

○居宅サービス計画との整合

事業者は、居宅サービス計画に沿った指定福祉用具貸与（特定福祉用具販売）と提供しなければなりません。したがって、利用者のケアプランの更新時期には、更新後のケアプランを居宅介護支援事業所から取り寄せて、内容を確認のうえサービス提供を行ってください。

また、ケアプランの内容に変更がなく、期間のみが更新となったことを確認した場合は、期間の訂正についてケアプランに書き込む等により、その旨がわかるようにしてください。

○利用者の同意

福祉用具貸与（販売）計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得なければなりません。

※あくまで利用者の同意が必要であるため、同意欄にはご家族等の氏名ではなく利用者の氏名を記載する必要があります。また、利用者氏名をご家族等が代筆した場合は、「代筆 ○○ ○○」等と併記し、代筆であることを明確にしてください。

○利用者及び介護支援専門員への交付

福祉用具貸与（販売）計画は利用者に交付し、福祉用具貸与計画は当該利用者に係る介護支援専門員にも交付する必要があります。

○特定福祉用具販売を利用する場合

福祉用具貸与の提供中に指定特定福祉用具販売（指定福祉用具貸与）の利用があるときは、特定福祉用具販売計画（福祉用具貸与計画）と一体のものとして作成しなければなりません。

5 内容及び手続きの説明及び同意

(1) よくある指摘事項

- ①特定福祉用具販売について、重要事項説明書が作成されていない。
- ②運営規程や重要事項説明書に記載された利用料の負担割合が「1割又は2割」となっている。

(2) 基準上求められること

指定福祉用具貸与（指定特定福祉用具販売）事業者は、サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務体制その他サービスの選択に資すると認められる重要事項（事故発生時の対応、苦情処理の体制等）を記した文書を交付して説明を行い、提供開始について同意を得ること。

(3) 留意事項

平成30年8月から3割負担の利用者も想定されているため、記載が不十分なものは改定が必要です。

例) ・「負担割合は1割～3割とする」

・「負担割合は介護保険負担割合証に記載された割合とする」 など

6-1 秘密保持等 (従業員の秘密保持)

(1) 指摘事項

- ①従業員から秘密保持に関する誓約書をもらっていなかった。
 - ②誓約書をもらっているが、退職後の記載が無かった。また、違約金等についての定めがなく、必要な措置を講じているとはいえない様式であった。
- ※退職後の秘密保持については退職時に誓約書をもらっている事例が散見されますが、急な退職も想定されるため、雇用時の様式に退職後の記載を行うことが望ましいです。

(2) 基準上求められること

- 従業員が利用者又は家族の個人情報を漏らすことがないように、誓約書をもらう等の、必要な措置を講じること。
- 誓約書をもらう際には、在職中に限らず退職後も秘密を保持する旨を定めること。
- 単なる誓約に留まることのないよう、違約金等についての定めを置く等の措置を講ずること。

【新】

(3) 秘密保持誓約書の例

- 経済産業省作成の「秘密情報の保護ハンドブック」(以下参照)にて秘密保持誓約書の例が示されておりますので、参考までにご確認ください。

「秘密情報の保護ハンドブック」全体を確認したい場合は、下記を参照してください。
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>
(なお、今回掲載した秘密保持誓約書の例につきましては、P. 157に掲載されていません。)

6-2 秘密保持等 (利用者及び家族同意)

(1) よくある指摘事項

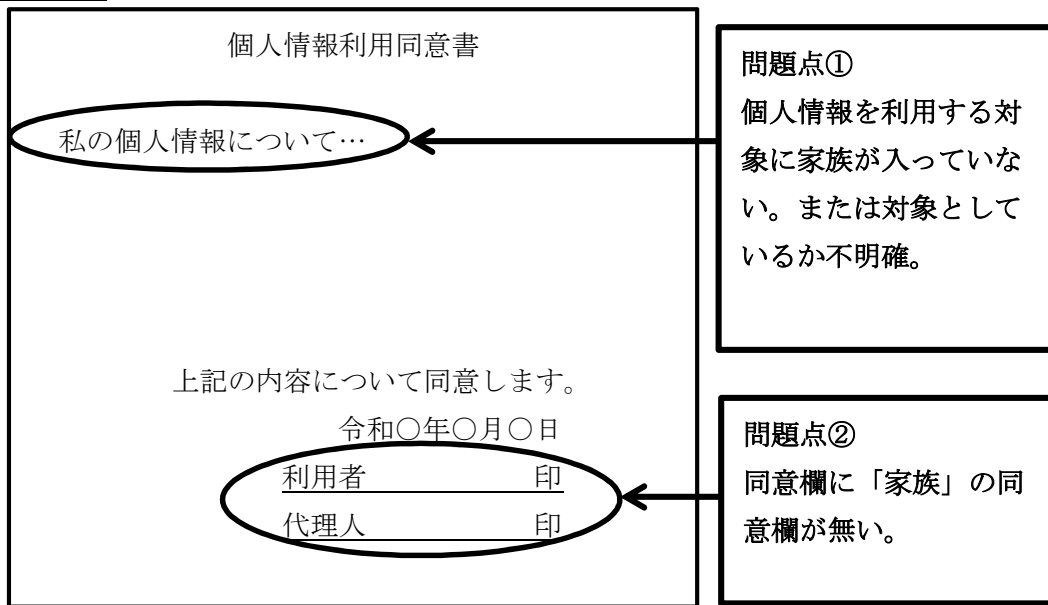
○利用者本人の同意を得ているが、利用者家族の同意を得ていなかった。
※同意書様式に「利用者家族」の代わりに「代理人」欄を設定している事例が散見されますが、「代理人」欄はあくまで利用者の代理人ですので、基準上求められる「家族」の同意とは認められません。

(2) 基準上求められること

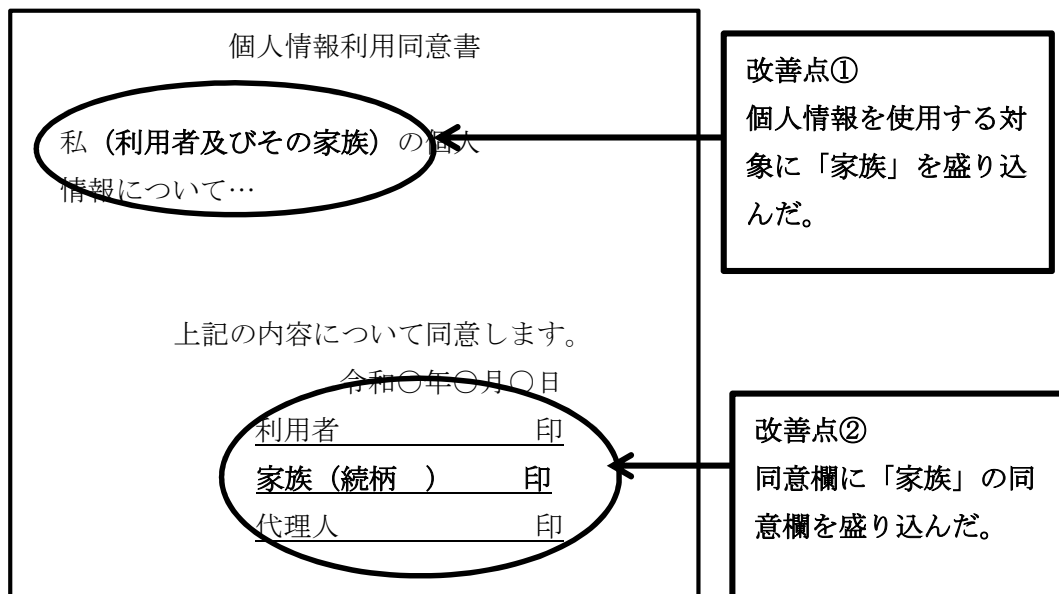
サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、利用者の家族の書面同意を得ること。

※利用者本人の同意しか得ていないのに家族の個人情報を使用している事例が散見されます。家族の個人情報を用いる場合は、家族の同意を別に得ることが必要です。

不適切な様式



改善後の様式 (例)



7 勤務表の作成について

(1) よくある指摘事項

○職種ごとの記載分けがされておらず、複数の職種を兼務している職員について、職種ごとの勤務時間数が分からない。

【新】

○勤務表に誤記が散見される。

(誤記の例) 常勤・非常勤の別が無い、職種の兼務関係が不明確、常勤換算数が1.0を超える職員がいる(常勤換算数は常勤換算方法で事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算したものです。したがって、職員1人は常勤換算数で最大1.0となります。)

(2) 基準上求められること

○原則として月ごとの勤務表を作成すること。

○勤務表を作成する際には、「従業者の日々の勤務時間」、「常勤・非常勤の別」、「職種の兼務関係」を明確にすること。

※勤務形態一覧表ではなく、独自の勤務表様式を使用する場合は、特に上記の点に留意してください。

(3) 記載例 ※勤務形態一覧表の一部を拡大

職 種	勤務形態	資格等	氏 名 *	第 1 週						
				1	2	3	4	5	6	7
				月	火	水	木	金	土	日
管 理 者	B	福祉用具専門相談員	札幌 太郎	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	休	休
福祉用具専門相談員	B	福祉用具専門相談員	札幌 太郎	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	休	休
福祉用具専門相談員	A	福祉用具専門相談員	北海 花子	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	休	休
福祉用具専門相談員	A	理学療法士	高齢 一郎	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	休	休
福祉用具専門相談員	C	福祉用具専門相談員	介護 良子	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	休	休

この例の場合、札幌太郎さんは、管理者と福祉用具専門相談員の2つの職務を兼務しているため、それぞれ段を分けて記載し、勤務形態欄には常勤・兼務である「B」と記載しております。また、勤務時間数については職務ごとに勤める時間をそれぞれ記載する必要があります。この例の場合、1日8時間勤務の札幌太郎さんは、そのうち4時間が管理者、残り4時間については福祉用具専門相談員として配置されていることになっています。

8 適切な研修の機会の確保等

(1) よくある指摘事項

- ①従業員に対する研修の機会が確保されていない。
- ②研修を行っているが、研修の日時は参加者等が記録されていない。

(2) 基準上求められること

- 福祉用具貸与（販売）事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保すること。
- 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、福祉用具貸与（販売）の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めること。

(3) 留意事項

事業所内部で研修を行う、外部研修に参加し他の従業員に伝達する等によりサービスの維持向上に努めるとともに、実施又は参加した研修については、日時や参加者等について記録をお願いします。

9 衛生管理等

(1) 指摘事項

- 福祉用具の保管・消毒を委託しているが、保管・消毒の実施状況を確認していない（確認した記録がない）。

(2) 基準上求められること

福祉用具の保管・消毒を他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に（札幌市では年1回以上）確認し、その結果等を記録すること。

10 事業所評価（自己評価）について

(1) よくある指摘事項

- ①事業所評価（自己評価）を、数年にわたって行なっていなかった。
- ②実地指導時に確認する自己点検シートの確認をもって事業所評価（自己評価）を実施しているものとしていた。

(2) 基準上求められること

○札幌市では各事業所に対し、**年に1回以上の頻度**で、自ら提供しているサービスの質の評価（以下、「事業所評価（自己評価）」という。）を行うことを求めています。

○この事業所評価は、事業所運営において最低限守らなければならない基準だけではなく、事業所ごとに行っているサービスの内容等についても評価するものであることから、実地指導時に行う基準の確認である「自己点検シート」のチェックを行なうだけでは不十分となります。

所定の様式はありませんが、本市作成の参考様式をホームページに掲載していますので、ご活用ください。

アドレス：<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/jigyoushohyouka.html>

掲載場所：ホーム＞健康・福祉・子育て＞福祉・介護＞高齢福祉・介護保険＞介護事業者のみなさまへ＞事業所評価（質の評価）

○なお、この事業所評価を行うに当たっては、一部の従業者だけでなく全ての従業者の協力のもと実施し、評価の実施後には職員会議等で取り上げ、事業所全体として更なるサービスの質の向上に向けて評価結果の周知をするとともにサービス改善策の話し合い等を行ってください。

3 文書の保存年限について

本市では、令和2年4月1日から文書の保存年限の解釈が変更となっています。つきましては、以下の内容を確認のうえ、各事業所での文書の保存期間についてご確認いただくようお願いいたします。

(1) 変更内容

本市の各基準条例において、通常の記録については「完結の日から2年を経過した日」までの保存を、報酬請求に係る記録については、「当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日」、若しくは「完結の日から2年を経過した日」と「当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日」の遅い日まで保存するよう定めております。

本市では、この「完結の日」を、「利用者のサービスが終了した日（契約の終了日）」として指導してきましたが、利用者の契約期間が長期化した場合、事業所及び施設において記録の保管スペースの確保が困難となることから、「完結の日」の解釈について、従来の「利用者のサービスが終了した日（契約の終了日）」から、「当該記録の作成目的が果たされた日」に変更します。

具体例については(3)の表を参照してください。

(2) 留意点

- ・上記の解釈変更により保存義務期間が短縮されますが、法人等の判断により、これを上回る期間保存しても（従来の保存期間を維持する等）構いません。
- ・事業所等の運営規程に記録の保存期間を明記している場合で、かつ今回の解釈変更により記載を変更する場合、保存期間のみの変更であれば、変更届の提出は不要です。重要事項説明書や契約書に保存期間を明記している場合は、運営規程と表現をそろえてください。

なお、今回の見直しは「完結の日」の解釈の変更ですので、以前から、「完結の日から5年間保存」等、「完結の日」の表現を用いて記載している場合は変更不要です。

□このページの内容を確認しました。

(3) 福祉用具貸与（販売）の具体例

記録	完結の日	保存年数
利用者が正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき、若しくは偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときに行った市町村への通知に係る記録	市町村への通知を行った日	2年間
苦情の内容等の記録	当該記録に係る対応が終了した日	2年間
サービスの提供により事故が発生した場合、事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録	当該記録に係る対応が終了した日	2年間
各計画（居宅サービス計画、介護予防サービス計画、施設サービス計画、個別サービス計画）	当該記録に係る介護給付があった日	5年間
提供した具体的なサービスの内容等の記録	当該記録に係る介護給付があった日	5年間
従業者の勤務の体制及び実績に関する記録	当該記録に係る介護給付があった日	5年間
福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせた場合、業務の実施状況について確認した結果等の記録	当該記録を受領した日	2年間

4 各事業所における好事例

ここに示す事例は、実地指導を実施した事業所で確認された、介護サービスの質の向上に取り組んでいる好事例の一部です。これらの好事例を参考に、各事業所においても、介護サービスの質の向上の取り組みをお願いいたします。

1 サービス提供の記録について

- ・ サービス開始から、利用者への貸与履歴などの内容が詳細に書かれていた。

2 研修について

- ・ 職員研修（主に新人職員向けのもの）を動画で保存しており、新しい職員が採用された際はその動画を用いて研修を実施するなど、職員育成の体制を整えている。

3 その他

- ・ 個別援助計画書に、利用者の状態や機種の選定理由が詳しく記載されている。
- ・ 機種の選定にあたり、候補の機種について実物複数を自宅まで持っていき、試してもらっている

5 高齢者虐待防止に関する取組・身体拘束について

高齢者虐待に関しては、単に1施設、1職員が引き起こした事件として終わらせることなく、各事業者において、同様な案件が起きないように対応に努めてください。

重大事故や問題が発生した場合には、事業所と法人が連動して速やかに事実関係や原因を究明するとともに、必要な場合は札幌市へ報告を行い、根本的な再発防止策に取り組んでください。

【参考】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成18年4月1日施行)

「高齢者虐待」 ①養護者による高齢者虐待

②養介護施設従事者等による高齢者虐待

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは・・・

- 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第2条第5項 抜粋)

○高齢者虐待防止に関する取組（法第20条）～養介護施設設置者、養介護事業を行う者～

- ・養介護施設従事者等の**研修を実施すること**
- ・利用者や家族からの**苦情の処理の体制を整備すること**
- ・その他の養介護施設従事者等による**高齢者虐待の防止のための措置を講じること**

例) 虐待防止委員会の設置・運営、高齢者虐待防止マニュアル、身体拘束防止の手引の整備など

○通報の義務（法第21条）～養介護施設従事者等～

□このページの内容を確認しました。

- ・業務に従事する養介護施設及び事業所において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない
秘密漏洩罪その他守秘義務違反にはあたらない
- ・養介護施設従事者等は、高齢者虐待の通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない

○通報等を受けた場合の措置（法第 24 条）～市町村長又は都道府県知事～

- ・法第 21 条の規定による通報等を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

○高齢者虐待防止・身体拘束禁止に係る研修教材例



「教育システム」は次の URL から無料でダウンロードできます
研修等で読み合わせを行う等、適宜ご活用ください。

<http://www.dcnnet.gr.jp/support/study/>

「身体拘束」について・・・

指定居宅サービス事業者等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならないため『緊急やむを得ない』場合を除き、身体拘束を行ってはなりません（緊急やむを得ず、身体拘束を実施する場合には、以下3要件を満たし、かつ要件の確認及び手続きが極めて慎重に行うこと）。

『緊急やむを得ない』場合の3要件

○**切迫性**：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

○**非代替性**：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。拘束以外に方法がない場合は、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

○**一時性**：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。本人の状態像等に応じて最も拘束時間の短い方法により行われなければならない。

※原則、『緊急やむを得ない』の判断は個人で行わず、関係者が広く参加したカンファレンスで判断する。

※利用者本人や家族に対し、身体拘束の内容、目的、理由、時間、期間等をできる限り詳しく説明すること。また身体拘束を実施した際は、様態、時間、利用者の心身の状況、理由を記録すること。

※『緊急やむを得ず』身体拘束を行う場合についても、常に観察・再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに身体拘束を解除すること。

（「身体拘束ゼロへの手引き」平成13年厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行 参考）

6 根拠法令及び通知等

1. 根拠法令等

実地指導における指摘事項は「基準条例」「基準省令」及び「告示」の項目に基づいており、各サービスに関する「基準条例」「基準省令」「告示」及び「解釈通知」は下記ホームページに掲載されておりますので、ご確認ください。

○基準条例

本市ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/kiyunnyourei.html>

○基準省令・告示・解釈通知（平成30年度改正）

厚労省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/kaitei30.html

○告示・解釈通知（令和元年度改正）

厚労省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/kaitei31_00005.html

2. 通知

介護サービスの運営において、厚生労働省等からの通知も重要となります。下記に確認すべき通知名を掲載しておりますので、ご確認ください。

(1) [福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（平成30年7月13日厚生労働省通知）](#)

(2) 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日発出老振発第18号）（介護報酬の解釈 指定基準編（赤本）平成30年4月版 P1221～）

7 変更の届出、加算の届出、廃止・休止の届出

事業者は、事業所の名称や所在地などの届出事項に変更があったとき、加算や減算などの介護給付費算定に係る体制に変更があったとき、事業を廃止又は休止しようとするときは、届出を行うことが介護保険法により義務付けられています。

届出の方法や期限についてはあらかじめ確認しておき、届出が必要な事項が発生した場合には、速やかに届出を行ってください。

変更届	<p>○ 届出内容に変更があった場合には「変更届出一覧」により必要書類を確認の上、変更日から10日以内に変更届出書を提出してください。</p> <p>札幌市ホームページ「変更届（居宅サービス）」 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/hennkou.html</p> <p>札幌市ホームページ「変更届（地域密着型サービス）」 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/k221_3henko.html</p> <p>札幌市ホームページ「変更届（施設サービス）」 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/henkoutodoke.html</p>					
加算届	<p>○ 加算の算定の届出</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス ・ 居宅介護支援 ・ 定期巡回随時対応型訪問介護看護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ (介護予防) 認知症対応型通所介護 ・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 ・ 札幌市介護予防・日常生活支援総合事業 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>毎月15日以前に届出→翌月から算定可能</p> <p>毎月16日以後に届出→翌々月から算定可能</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所サービス ・ 特定施設入居者生活介護 ・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>届出が受理された日の翌月から算定可能</p> <p>届出が受理された日が月の初日の場合は届出した月から算定可能</p> </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス ・ 居宅介護支援 ・ 定期巡回随時対応型訪問介護看護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ (介護予防) 認知症対応型通所介護 ・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 ・ 札幌市介護予防・日常生活支援総合事業 	<p>毎月15日以前に届出→翌月から算定可能</p> <p>毎月16日以後に届出→翌々月から算定可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所サービス ・ 特定施設入居者生活介護 ・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 	<p>届出が受理された日の翌月から算定可能</p> <p>届出が受理された日が月の初日の場合は届出した月から算定可能</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス ・ 居宅介護支援 ・ 定期巡回随時対応型訪問介護看護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ (介護予防) 認知症対応型通所介護 ・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 ・ 札幌市介護予防・日常生活支援総合事業 	<p>毎月15日以前に届出→翌月から算定可能</p> <p>毎月16日以後に届出→翌々月から算定可能</p>					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所サービス ・ 特定施設入居者生活介護 ・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 	<p>届出が受理された日の翌月から算定可能</p> <p>届出が受理された日が月の初日の場合は届出した月から算定可能</p>					

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護療養型医療施設 	
	<p>ただし、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、届出日の翌々月1日が算定開始日となります。</p> <p>○ 加算の取り下げ 要件を満たさなくなることが明らかになった場合には、速やかに加算の取り下げの届出を行ってください。</p> <p>札幌市ホームページ「加算の届出（居宅サービス）」 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/taisei-todokede.html</p> <p>札幌市ホームページ「加算の届出（地域密着型サービス）」 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/t_taisei-todokede.html</p> <p>札幌市ホームページ「加算の届出（施設サービス）」 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/kaigokyuufuhi.html</p>	
<p>廃止届 休止届</p>	<p>○ 廃止又は休止の日の1月前までに届出を行ってください。</p> <p>○ 利用者への適切な措置が取れているか確認する必要がありますので、事前に札幌市へご連絡ください。</p> <p>札幌市ホームページ「廃止・休止・再開の届出（居宅サービス）」 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/k_haishi.html</p> <p>札幌市ホームページ「廃止・休止・再開の届出（地域密着型サービス）」 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/t_haishi.html</p> <p>札幌市ホームページ「廃止・休止・再開の届出（施設サービス）」 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/s_haishi.html</p>	
<p>メールアドレスの変更</p>	<p>○登録されているメールアドレスに変更があった場合には、必要事項（1. 事業所番号 2. サービス種別 3. 事業所名）を記載して電子メールにて届出を行ってください。</p> <p>札幌市役所介護保険課電子メールアドレス 【jigyo.shido@city.sapporo.jp】</p>	

8 新型コロナウイルス感染症対策

○札幌市では介護事業所のみなさまにご確認いただきたい新型コロナウイルス感染症に関する情報をまとめています。

札幌市公式ホームページURL：

http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/shingata_corona.html

ホームページ掲載資料例



また、新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省からの事務連絡、通知等が複数発出されています。札幌市公式ホームページにも掲載しておりますので、各事業所において適宜内容をご確認ください。

○札幌市保健福祉局では、介護事業所・障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染症の対策の一助としていただくため、事業所向けの研修動画を作成しました。事業所の管理者・施設長のみなさまを始め、利用者へのサービス提供を行う職員のみなさまにご視聴いただき、事業所における感染症対策にご活用いただきますようお願いいたします。

札幌市公式ホームページURL：

http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/shingata_corona_kensyudouga.html